

1 目的

- ・寒暖に応じて調整しやすい服装にすることで、1 年を通じて快適に過ごせるようにする。
- ・生徒が、個性を尊重し、多様性の理解を深め、新たな学校教育環境の形成の一環とする。
- ・社会の要請に応じ、誰もが快適な学校生活を送ることのできる制服を検討する。

2 導入時期・適用対象

導入時期：令和 6 年 4 月

適用対象：全学年（選択制）

3 実施方法及び目標

【第 1 期】 情報収集と目的の確立（令和 4 年 4 月～）

- ・制服検討会議設置
- ・見直しに向けた情報収集、アンケートの実施（生徒・保護者）
- ・生徒会と意見交換（生徒会）

【第 2 期】 制服の具現化又は課題への取組（令和 5 年 1 月～）

- ・メーカーの決定
- ・メインデザイン案の提示
- ・エンブレムデザイン案の提示
- ・メインデザイン・エンブレムデザインの決定
（メインデザイン・エンブレムデザイン選定総選挙 小 4 ～中 3 児童生徒保護者）
- ・校則改定案作成（学校）

【第 3 期】 製造業者・販売業者等販売手続き（令和 5 年 5 月～）

- ・販売方法・委託する事業所の決定（教育委員会）
- ・契約・周知・調整（教育委員会・学校）

4 検討会議構成員

町内中学校 3 名、町内 3 小学校各 1 名、保護者代表各校 1 名、学識経験者等で構成する。

5 役割

- ・中学校
中学校の制服であり、校長の権限において適切に判断すべき事柄であることを確認する。
中学校の教育目標に照らし、制服の在り様を追求した具体的な形として決定する。
- ・教育委員会
決定事項を承認するとともに、制服の見直しに伴う社会的影響などを総合的に判断し、助言する。
- ・検討会議
諸課題を洗い出し、その具体案の草案を提示する。

6 他市町（愛日地区）の状況

- ・令和 4 年度導入：尾張旭市、豊明市、長久手市（3 市）
- ・令和 5 年度導入予定：瀬戸市、春日井市、日進市（3 市）
- ・導入に向けて検討中：小牧市、東郷町（2 市町）
- ・予定なし：北名古屋市、清須市（2 市）